

議第51号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度までの間）における保険料率を設定するとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」といいます。）の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 段階別保険料（保険料率）の改定

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者（65歳以上の者）が負担する保険料については、保険料基準額を、平成30年度から令和2年度までと同額の66,000円（第8期介護保険事業計画において推計した介護給付等対象サービスの見込量や第1号被保険者数の見込数等を基に算定）とします。また、各段階の保険料（基準額×乗率）についても現行と同額とします。

【参考】第8期介護保険事業計画における推計

ア 保険給付費等の見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
保険給付費	210.3億円	212.9億円	216.5億円	639.7億円
地域支援事業費	14.4億円	14.5億円	14.6億円	43.5億円
小計(a)	224.7億円	227.4億円	231.1億円	683.2億円
保健福祉事業費(b)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	1.2億円
計(a+b)	225.1億円	227.8億円	231.5億円	684.4億円

イ 第1号被保険者数等の見込み

区分	令和3年	令和4年	令和5年	合計
第1号被保険者数	76,810人	76,036人	75,183人	228,029人
うち後期高齢者数	42,344人	43,101人	44,221人	129,666人

ウ 保険料基準額の算定

$$\frac{\{ (683.2 \text{億円} \times 23\% + 1.2 \text{億円}) - 13.5 \text{億円} - 6.95 \text{億円} \}}{\div 0.9946 \div 70,047 \text{人} \div 3 \text{年} \div 66,000 \text{円}}$$

※補正第1号被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階別加入割合で補正したもの

(2) 第1段階から第3段階までの保険料の軽減措置の継続

保険料の軽減措置については、政令の一部改正（令和2年政令第98号による改正）により、第1号被保険者の保険料基準額に乗じる割合を、第1段階については標準割合（政令で定める割合を標準として市町村が定める割合。以下同じ。）から0.2を超えない範囲内で、第2段階については標準割合から0.25を超えない範囲内で、第3段階については標準割合から0.05を超えない範囲内でそれぞれ市町村が定める割合を減じて得た割合とすることとされま

した。

これを踏まえ、呉市では令和2年度の第1号被保険者の保険料基準額（66,000円）に乗じる割合について、第1段階は標準割合である0.44から0.2を減じた0.24と、第2段階は標準割合である0.67から0.25を減じた0.42と、第3段階は標準割合である0.7から0.05を減じた0.65としていますが、令和3年度から令和5年度までの間においても同様の割合を適用し、介護保険料の軽減措置を継続します。

なお、(1)と(2)による令和3年度から令和5年度までの段階別保険料（保険料率）は、次の表のとおりとなります。

段階	令和3年度～令和5年度	
	乗率	保険料（保険料率）
第1段階	(0.44)	(29,040円)
	0.24	15,840円
第2段階	(0.67)	(44,220円)
	0.42	27,720円
第3段階	(0.70)	(46,200円)
	0.65	42,900円
第4段階	0.75	49,500円
第5段階	1.00	66,000円
第6段階	1.10	72,600円
第7段階	1.25	82,500円
第8段階	1.50	99,000円
第9段階	1.60	105,600円
第10段階	1.70	112,200円
第11段階	1.85	122,100円
第12段階	2.00	132,000円
第13段階	2.15	141,900円

(3) 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除の追加

令和2年度税制改正（令和2年7月1日施行分）において、土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関し、個人が低未利用土地(※)又はその上に存する権利を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡（親族間等における譲渡は除きます。）をしたときには、その年中の低未利用土地等の譲渡益から100万円（当該譲渡益の金額が100万円に満たない場合は、当該譲渡益の金額）を控除することができることとされました。

これに伴い、政令の一部が改正され、介護保険における合計所得金額の算定方法が見直されたことを踏まえ、本市においても、保険料の段階の判定に用いる合計所得金額の算定に当たり、当該控除がされるよう規定の整備をします。

※ 「低未利用地」とは、居住や業務等の用途には供されておらず、又は周辺地域の利用状況に比べ利用の程度が著しく劣っていると認められる土地のことをいいます。

(4) 保険料率の算定に関する基準の特例

平成30年度税制改正（令和2年1月1日施行分）において、働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされました。

これにより、所得情報を活用している社会保障制度において意図しない影響や不利益が生じないように、政令の一部が改正され、第1号被保険者のうち、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれているものの令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料率の算定において、給与所得控除後の給与所得及び公的年金等控除後の公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除することとする特例が設けられました。

これに伴い、本市においても、政令の一部改正の内容と同様の特例を設けることとします。

(5) 保健福祉事業の追加

現在、呉市において介護用品の支給に係る事業（高齢者紙おむつ購入助成券支給事業）は、介護保険事業のうち、地域支援事業における任意事業（以下「任意事業」といいます。）として実施していますが、「地域支援事業の実施について」（平成18年厚生労働省老健局長通知）が平成27年度に改正され、以降は原則として介護用品の支給に係る事業については任意事業の対象外とされましたが、経過措置として当分の間実施して差し支えない取扱いとされていました。

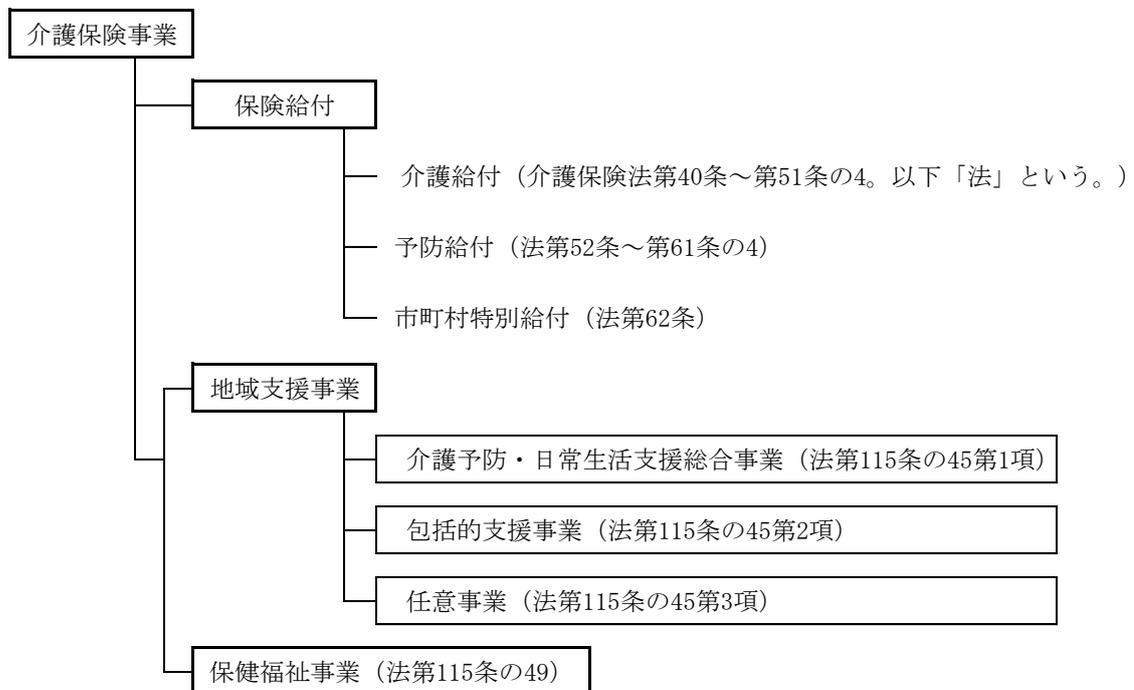
この度、「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」（令和2年11月9日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）が発出され、任意事業の経過措置として介護用品の支給に係る事業を実施する要件が低所得世帯等に限定されるとともに、引き続き従来どおりの介護用品の支給に係る事業を行うためには市町村特別給付又は保健福祉事業などにおいて実施する必要があることとされました。本市では、介護用品の支給に係る事業を任意事業から保健福祉事業へ移行させ、引き続き事業を実施していくこととし、保健福祉事業を呉市が実施する介護保険事業に加えるための規定を整備するものです。

事業概要

	現在	見直し後
実施区分	地域支援事業（任意事業）	保健福祉事業
対象者	(1) 70歳以上 要介護4、5又は中程度以上の認知症があり常時おむつが必要な者で、介護保険施設や市外施設等（以下「介護保険施設等」という。）に入所していないもの	65歳以上で市内に住所を有し、在宅で生活している要介護3以上で常時おむつが必要な者又はその者を介護する親族等

	(2) 65歳以上70歳未満 要介護4, 5の市民税非課税世帯 に属する者で, 介護保険施設等に入 所していないもの	
支給額	(1) 要介護4, 5 1か月当たり4, 000円 (2) その他 1か月当たり2, 000円	(1) 要介護4, 5 1か月当たり4, 000円 (2) 要介護3 1か月当たり2, 000円
財源	国 38.5% 県 19.25% 一般財源 19.25% 第1号被保険者保険料 23%	第1号被保険者保険料 100%

【介護保険事業体系図】



3 施行期日

(1) 保健福祉事業の追加, 保険料率の改定及び保険料の軽減措置の継続 (第3条の3, 第4条のうち同条第1項第6号を除く部分)

令和3年4月1日

(2) 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除の追加及び保険料率の算定に関する基準の特例 (第4条第1項第6号, 付則第21項から第23項まで)

公布の日